

4月から水道料金が変わります

中空知広域水道企業団（滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町）では、給水人口の減少や施設・設備の老朽化などに対応するため、4月より水道料金を改正することとしました。

将来にわたり安全安心に水道をご利用いただくために必要な改定ですのでご理解をお願いします。

- 改定時期 令和2年4月1日
- 平均改定率 6.0%（令和元年10月の消費税等率改定分を含めると8.0%）
- 料金表（消費税等込）

単位：円

用途	基本料金（1月につき）				超過料金（1㎡につき）			
	水量	現行	見直し後	差額	水量	現行	見直し後	差額
家事用	7㎡まで	1,460	1,576	116	8㎡～	236	255	19
業務用	15㎡まで	3,672	3,964	292	16～900㎡	277	299	22
					901㎡～	236	255	19
浴場用	100㎡まで	9,791	10,570	779	101㎡～	113	122	9
臨時用	10㎡まで	6,119	6,606	487	11㎡～	555	599	44
福祉用	5㎡まで	765	825	60	6㎡～	162	174	12

※経過措置として、新料金の適用は令和2年5月分（6月請求分）からとなり、令和2年4月検針分（5月請求分）は旧料金の適用となります。ただし、令和2年4月1日以降に使用開始した場合は4月分（5月請求分）から新料金の適用となります。

※福祉用料金も変わります。福祉用料金についての問い合わせは土木課管理係 TEL54-2121へ。

※下水道使用料は変わりません。

水道メーターの検針が「2か月に1回」に変わります

- 検針を行う月は偶数月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）になります。
- 5月分（6月請求）の料金算定から適用となります。
- 水道料金及び下水道使用料の請求は、従来どおり毎月請求で変更ありません。
- 5月より検針の定例日は下記の地域で変更となります。その他の地域では変わりません。

・東4条南4丁目と東5条南4丁目の15日定例日の地区…14日に変更
 ・三砂町の18日定例日の地区…17日に変更

●料金算定の方法

検針を行わない月（推定月）…前月検針による使用水量（2か月分の使用水量）の2分の1を使用水量とみなして算定した額。

検針を行う月（検針月）…検針した使用水量（2か月分の使用水量）から前月の推定月の水量を差し引いた水量により算定した額。

※検針の結果、推定月の請求額が2か月分使用水量による算定額を上回った場合、検針月の請求はありません。また、推定月分で料金をいただき過ぎた場合は返納します。

偶数月 検針の例

令和元年度まで 毎月検針 → 令和2年度から 隔月検針

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
使用水量算定の方法		3~4月分水量 27㎡		5~6月分水量 31㎡		7~8月分水量 24㎡		9~10月分水量 29㎡		
	検針月	検針月	検針月	推定月	検針月	推定月	検針月	推定月	検針月	推定月
				3~4月分 水量27㎡ ÷2=13㎡	5~6月分 水量31㎡ -5月推定 分13㎡= 18㎡	5~6月分 水量31㎡ ÷2= 15㎡	7~8月分 水量24㎡ -7月推定 分15㎡= 9㎡	7~8月分 水量24㎡ ÷2= 12㎡	9~10月分 29㎡-9月 推定分12 ㎡=17㎡	9~10月分 水量29㎡ ÷2=14㎡
請求の内容	2月分として 3月に 請求	3月分として 4月に 請求	4月分として 5月に 請求	5月分として 6月に 請求	6月分として 7月に 請求	7月分として 8月に 請求	8月分として 9月に 請求	9月分として 10月に 請求	10月分として 11月に 請求	
	旧料金で請求				新料金で請求					